

Title	大阪方言のとりたて形式カテについて
Author(s)	高木, 千恵
Citation	阪大社会言語学研究ノート. 10 P.66-P.77
Issue Date	2012-03
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/23230
DOI	10.18910/23230
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

大阪方言のとりたて形式カテについて

高木 千恵

【キーワード】カテ, とりたて, 累加, 聞き手の知識状態

【要旨】

本稿では、大阪方言のとりたて形式カテについて、その形態統語的特徴と意味用法を記述した。カテにはカッテという音声的変異があるが意味的には同一であり、それぞれ体言相当形式に直接接続する。ただし疑問語・数量語はカテと共起しにくい。またカテが生起する文タイプにも制約があり、平叙文、確認要求文、命令・禁止文には生起するが、質問文、意志・勧誘文には生起しない。カテの基本的意味は「ある共通の特性を持つ要素の集合体に同類のものとして新しい要素を加える」こと、すなわち〈累加〉であり、聞き手の知識状態にかんして二つの使用条件がある；①聞き手の側になんらかの要素群の集合体が設定されていること、②話し手が累加しようとしている要素が聞き手には同類とみなされていないこと。この条件下において、新しい要素をカテでマークして提示することによって、その要素が同類であることを聞き手に伝え、結果として聞き手の知識状態が更新されることになる。

1. はじめに

大阪方言には、条件節やとりたての接語としてはたらく「カテ」という形式がある。具体的には次のようなものである。

- (1) 雨 降ったカテ 試合ぐらい できるやろ。
(雨が降っても、試合ぐらいできるだろう)
- (2) わたしカテ 苦労してんねんで。
(わたしも苦労しているんだよ)

(1) が、述語について条件節をつくる場合のカテ、(2) が、体言相当形式についてそれを取りたてる場合のカテである。両者を同音異義語とみるか、ひとつの形式がもつ複数の用法とみるかには議論の余地があるが、記述の対象としては、ひとまず両者を別個に扱うものとする。本稿の目的は、(2) のようなとりたて形式としてのカテについて、その形態統語的特徴と意味的用法を記述することにある。

本稿の記述報告は大阪府摂津方言を母語とする筆者の内省に基づいている。筆者は1974年神戸市生まれ、3歳から大阪府豊能町にて成育し、1年間の海外留学期間を除いて現在も同地に居住している。筆者の内省には他の世代(あるいは地域)の大阪方言話者の内省と異なる部分があるかもしれないが、比較対照する枠を作るためにも内省によるカテの記述は有益であろうと考えている。

以下、本稿の構成は次のとおりである。まず、第2節においてカテにかんする先行研究

を概観し、問題のありかを整理する。この節では条件節のカテととりたて形式のカテの両方について述べ、次の第3節からとりたて形式のカテにしぼって記述をおこなう。はじめに第3節でカテの形態統語的特徴をまとめたあと、続く第4節においてカテの用法の記述をおこなう。最後に第5節でまとめと今後の課題を述べる。

2. 先行研究と問題のありか

ここでは、大阪方言の概説書・事典である山本（1962）、牧村（1979）および郡（1997）を取り上げ、そこで言及されているカテについて概観し、問題のありかを指摘する。まず、それぞれが挙げているカテの例文を前接語のタイプ（用言／体言）に分けて列挙すると次のようである。

〈用言に接続するカテ〉

(3) 呼んだカテ きえへん。

[呼んでも来ない]¹⁾

(山本 1962:483)

(4) そんな ひどいこと せんカテ ええやないか。

[そんなひどいことをしなくてもいいじゃないか]

(5) 見たカテ かまへん。

[見てもかまわない]

(6) なごうカテ みじこうカテ、どうにでも 切ったるで。

[長くでも短くでも、どうにでも切ってやるよ]

(以上、牧村 1979:171)

(7) 行ったカテ

[行ったって]

(8) 飲んだカテ

[飲んだって]

(9) 行かんカテ

[行かなくたって]

(10) 飲まんカテ

[飲まなくたって]

(11) そんなん 言うたカテ あかんもんは あかんのや。

(そんなこと言ったって、だめなものはだめなんだよ)

(12) 行かんカテええ

[行かなくともいい]

(13) 飲まんカテええ

[飲まなくともいい]

1) 以下、先行研究の例文で標準語訳が付されていないものを挙げるときには筆者による訳を [] 内に付し、標準語訳が付されているときにはそれを () 内に入れて示すこととする。またそれぞれの例文表記は漢字仮名交じりとし、問題としている箇所をカナで表記する。

(以上, 郡 1997:39, 48, 52)

〈体言に接続するカテ〉

(14) わたいカテ 行きます。

[わたしも行きます]

(15) そんなこと 子どもカテ 知ってるわ。

(そんなことは子どもでも知っているよ)

(以上, 山本 1962:483)

(16) 今からカテ おそいこと あらへん。

[今からでも遅くはない]

(牧村 1979:171)

(17) おれカテ 昔は 天才や 言われとったんじゃ。

(おれだって昔は天才だって言われてたんだぞ)

(郡 1997: 52)

山本 (1962:483) は, 用言に接続するカテを「接続助詞」, 体言に接続するカテを「副助詞」とし, 両者を分けて扱っている (前者が本稿でいうところの条件節のカテ, 後者がとりたて形式のカテである)。接続助詞のカテについては, カラトテを出自とする形式であるとし, その用法を「逆接条件法」と呼んでいる。ただ, 逆接条件法が具体的にどのようなものであるのか, カテの接続する用言の形態にはどのようなものがあるかについては記載がなく, 明らかでない。副助詞カテについては, 「添加する意をあらわす。共通語「も」の機能にほぼ対応する。前述のカテとは別のものである」「軽いものをあげて, 他を推測させる「でも」と同じ用法に立つことがある」と述べている。

一方, 牧村 (1979:171) は前接語による区別をせず, カテを「とも・ても・でさえも, の意にいう助詞」とまとめている。牧村の例 (例文 (4) ~ (6)) からは, カテが接続しうる形式に動詞の否定形, 動詞のタ形, 形容詞のウ音便形があることがわかる²⁾。

郡 (1997) では, 「条件の表現 (仮定と譲歩)」「必要性や義務を表す表現」「助詞 (その他)」の項にカテを含む表現が記載されている。「動詞否定形+カテ」(例文 (9) (10) (12) (13)) については, 「中年層以上」「少数派」といった注記がなされており, より一般的なものとして「行かんデモ」「飲まんデモ」などのデモ (デモ) を用いた表現が挙げられている。

このように, いずれもカテという形式の存在を指摘してはいるものの, その詳細な記述がなされていないため, 明らかでないことが多い。問題を整理すると次のようになる(() 内の→の後の数字は, 本稿の節および小節番号に対応している)。

(a) 形態統語的特徴 (→3.)

(a-1) カテ自体のバリエーションの有無 (→3.1)

(a-2) カテが接続しうる形式の全体的な把握 (→3.2.1)

(a-3) カテの生起しうる文タイプの制限の有無 (→3.2.2)

(b) 意味用法

(b-1) 節を作る場合のカテの用法

2) ただし, 例文 (6) の「なごうカテ みじこうカテ」を条件節ということには実は問題があり, 形容詞ウ音便形の副詞的用法にカテが続いているとみるべきである (3.2.1 も参照)。詳しくは条件節のカテの記述 (別稿) において検討する予定である。

(b-2) とりたて形式としてはたらく場合のカテの用法 (→4.)

(c) 他形式との関係

(c-1) 条件節のカテととりたて形式のカテの異同

(c-2) 類義形式であるタテ・テモとの対照

このうち本稿で扱うのは、(a) および (b-2) である。カテのもつ用法の全体を描くためには、(b-1) についても記述をしなければならないが、条件節のカテととりたて形式のカテには共通点よりも相違点の方が多く、一つの論文の中で並行的に記述をおこなうことは煩瑣にすぎると判断した。条件節のカテについては稿をあらためて論じ、最終的には包括的なカテの記述となることを目指したい。

3. カテの形態統語的特徴

ここでは、カテの形態統語的特徴をまとめる。まず形態的な特徴について 3.1. で述べ、統語面における特徴を 3.2. で扱う。

3.1. 形態的特徴

カテは接語であり、それ自体が形態変化をおこなうことはないが、音声的変異として「カッテ」という形式をもっている。

(18) わたし {カテ/カッテ} 行きたい。

(わたしも行きたい)

(19) これ {カテ/カッテ} けっこう いいよ。

(これもけっこういいよ)

カテとカッテのあいだに意味的な差異はみとめられず、どちらの形式も同じ文脈において使用することが可能である。両者の出現頻度にかんしては、用言よりも体言に続く場合、すなわちとりたて形式のカテの場合においてカッテが出現しやすい、といった可能性も捨てきれないが、これを確認するためには談話資料などを用いた量的分析をおこなわなければならない。ただ、意味的同一性は保証されていると考えてよいので、本稿では両者をバリエーションとして扱い、形式をカテで代表させることとする。

3.2. 統語的特徴

ここでは、カテのもつ統語的な特徴について、前接形式 (3.2.1)、文タイプ (3.2.2) に分けて整理する。

3.2.1. 前接形式

とりたて形式のカテは、体言相当形式に直接接続する。以下に挙げるとおり、単に名詞につくだけでなく、助詞や副詞、および形容詞の副詞的表現にもカテがつきうる。これらのカテを含む項が独立した節をつくることはなく、述語の成分として機能する。

(20) わたしカテ 行く。

[名詞] 〈主格〉

(わたしも行く)

- (21) 2階にカテ トイレ あんで。 [助詞] 〈場所〉
 (2階にもトイレがあるよ)
- (22) 車でカテ 行ける。 [助詞] 〈手段〉
 (車でも行ける)
- (23) ゆっくりカテ この坂は しんどいわ。 [副詞] 〈様態〉
 (ゆっくりでもこの坂はしんどいよ)
- (24) うすう (に) カテ 作れる。 [副詞 (形容詞ウ音便形)] 〈様態〉
 (薄くだって作れる)

また、カテには、名詞のうち、疑問語 (不定語) および数量語には使用されにくいという特徴がある。以下、例文の文頭にある「*」はその文が非文であることを、「?」はやや不自然であることを、「??」はかなり許容しにくい文であることを表す。

〈疑問語+カテ①〉

- (25) *部屋 行ってみたけど だれカテ おれへん。 [不定語: だれも]
 (部屋に行ってみたけどだれもない)
- (26) *熱 あって なにカテ 食べる気 せえへん。 [不定語: なにも]
 (熱があってなにも食べる気がしない)
- (27) *学校なんか どこカテ 同じやな。 [不定語: どこも]
 (学校なんかどこも同じだね。)
- (28) *あの人 いつカテ にこにこしてんな。 [不定語: いつも]
 (あの人はずっとにこにこしてるね)
- (29) 〈参考〉: あの人 いつ 行ったカテ 仕事してんな。
 (あの人はずっと行っても仕事してるね)
- (30) 〈参考〉: まあ どんな人カテ 欠点は あるわな。
 (まあどんな人も欠点はあるよね)

〈疑問語+カテ②〉

- (31) ?そんな きつい 仕事 誰カテ いややわ。 [不定語: だれでも]
 (そんなきつい仕事は誰でもいやだよ)
- (32) *ほら, 何カテ 好きなもん 食べや。 [不定語: なんでも]
 (ほら, 何でも好きなものを食べなよ)
- (33) ?どこカテ 行きたいところ 行ったらええねん。 [不定語: どこでも]
 (どこでも行きたいところに行けばいいんだ)
- (34) ?別に いつカテ かめへんけど。 [不定語: いつでも]
 (別にいつでもかまわないけど)

〈数量語+カテ〉

- (35) *うちの犬 体重 15キロカテ あんねん。 [量の多いことを表す]
 (うちの犬は体重が15キロもあるんだ)
- (36) *あの試験 一人カテ 受からなかったらしいで。 [全否定を表す]
 (あの試験一人も受からなかったらしいよ)

カテは、意味的には標準語の「も」「でも」に近いとされるが、疑問語と共起して不定語を作ることができにくいという点において、「も」「でも」と異なっている。(25)～(28)に示したように、カテには「だれも」「なにも」「どこも」「いつも」にあたるような使い方が許容されない。しかし(29)(30)のように「いつ～したカテ」「どんな～カテ」といった構文を作るとは可能であることから、疑問語に直接つくかどうかが問題となっていることがわかる(ただし、例文(29)は条件節のカテ)。また(31)(33)(34)に挙げたとおり、「疑問語+でも」に当たる表現ではカテが許容されやすくなる。しかし「なんでも」にあたる例文(32)は許容されていない。またカテは、数量語と共起することができない(例文(35)(36))。こうした現象はカテのもつ意味と関わっているものと思われるので、ここでは現象の指摘にとどめ、4.2.1で検討する。

3.2.2. 文タイプ

カテには、生起できる文タイプに制限がある。カテが生起できるのは、平叙文、確認要求文、命令・禁止文である。

〈平叙文〉

(37) わたしカテ 行くで。

(わたしも行くよ)

(38) あの人は コーヒーカテ 紅茶カテ 飲むわ。

(あの人はコーヒーも紅茶も飲む)

(39) わたしは コーヒーカテ 紅茶カテ 飲めへん。

(わたしはコーヒーも紅茶も飲まない)

〈確認要求文〉

(40) あんたカテ 行くやろ?

(あんたも行くでしょう?)

(41) あの人がやった 日本酒カテ 飲めるんちゃう?

(あの人がなら日本酒も飲めるんじゃない?)

〈命令文〉

(42) お前カテ やれや。

[命令形命令]

(お前もやれよ)

(43) あんたカテ {やってや/やりいや}。

[テ形命令/連用形命令:肯定]

(あんたもやりなよ)

(44) あんたカテ {せんといてや/せんときいや}。

[テ形命令/連用形命令:否定]

(あんたもしないでよ)

(45) お前カテ やらんかい。

[否定疑問形命令]

(お前もやらないか)

〈禁止文〉

(46) お前カテ すんなや。

(お前もするなよ)

一方、カテが生起することのできない文タイプには、質問文、意志・勧誘文がある。

〈質問文〉

- (47) *あんたカテ 行く？
(あんたも行く？)
- (48) *あんた 日本酒カテ 飲める？
(あんた日本酒も飲める？)

〈意志・勧誘文〉

- (49) *わたしカテ 一緒に 行こ。 [意志文]
(わたしも一緒に行こう)
- (50) *あんたカテ 一緒に 行こうや。 [勧誘文]
(あんたも一緒に行こうよ)
- (51) 〈参考〉：あんたカテ 一緒に 来たらいいやん。 [平叙文]
(あんたも一緒に来たらいいじゃない)

(50) と (51) が示すように、カテの生起可能性はあくまでも文タイプに依存するものであって、発話行為のタイプに依存するものではない。(50) と (51) は発話行為としては同じ〈誘いかけ〉を表す文と言えるが、動詞「行く」の勧誘形である「行こう」を用いた(50)の勧誘文ではカテを使用することができず、平叙文である(51)であればカテは問題なく使用される。

このような、文タイプによるカテの使用制限も、カテのもつ意味から説明することができると考えられる。これについては4.2.2.で検討する。

4. カテの意味用法

ではここで、カテのもつ意味について考察したい。まずはカテの基本的意味について4.1.で検討し、そこから、疑問語や数量語との共起制限、文タイプの制限について4.2.で考察する。

4.1. カテの基本的意味

ここまでの例文でも見てきたように、とりたて形式のカテは「ある要素群に、同類のものとして新しい要素を加える」というはたらきをする。

- (52) A：田中さんって 弁護士さんやねんでな。
(田中さんって弁護士さんなんだってね)
B：せやで。奥さんカテ せやねんで。
(そうだよ。奥さんもそうなんだよ)
- (53) [1階のトイレが混み合っていて、友人が並んで待っているのを見て]
2階にカテ トイレ あんで。
(2階にもトイレがあるよ)
- (54) A：日本のアニメって ほんまに 海外で 人気 あんのかな。
(日本のアニメってほんとうに海外で人気があるのかな)

B : アジアでカテ ヨーロッパでカテ 人気 あんで。

(アジアでもヨーロッパでも人気があるよ)

(52) は、「(田中さんの) 奥さん」をカテでマークすることによって、「弁護士を生業としている人」という要素群の中に「奥さん」が同類として追加されることを表している。(53) では、カテでマークされている「2階に」が、「トイレのある場所」の要素群として追加されている。また(54)では、「日本のアニメが人気を博している場所」の中に、アジア、ヨーロッパという地域が加えられることがカテによって示されている。このように、カテは、ある共通の特性を持つ要素の集団に新しい要素を同類のものとして加える〈累加〉という機能を備えている。

ただし、新しい要素を追加するときであればつねにカテを用いることができるというわけではない。例えば次のような場合には、カテを用いることができない。

(55) [帰り際に]

ほな、明日 {モ/*カテ} わたし 来るし、なんか あったら 言うてな。

(それじゃ、明日もわたし来るから、なにかあったら言ってね)

(56) [昨日の飲み会を思い出しながら]

えーっとな、最初に ビール 飲んで、あ、そのあと 日本酒 {モ/*カテ} 飲んだわ。

(えーっとな、最初にビールを飲んで、あ、そのあと日本酒も飲んだ)

(57) 田中さんって 弁護士さんやねんけどな、奥さん {モ/*カテ} セやねん。

(田中さんって弁護士さんなんだけどね、奥さんもそうなんだよ)

(58) [唐突に] うちんちな、2階に {モ/*カテ} トイレ あんねん。

(うちの家ね、2階にもトイレがあるんだよ)

ここに挙げたのは、いずれも、新しい要素を同類のものとしてある要素群に加えるという例ではあるが、それにもかかわらずカテを使用することができない。これは、新しい要素が同類であるかどうかを検討すべき要素群そのものが聞き手のなかに設定できていないためであると考えられる。

カテを使うことのできない例をもう少し詳しく検討すると、(55)～(58)は、聞き手にとって全く新しい情報が話し手からもたらされている例である。すなわち、「話し手が来る日」「話し手が飲んだもの」「弁護士である人」「トイレのある場所」といった要素群の集合体自体が聞き手の中に設定されていない状態ということになる。このような、聞き手の側に集合体について何の知識もないような場合には、カテによって新しい要素を累加することができないというわけである。

逆に、カテが使用できる例を改めて検討してみると、話題になっている要素の集合体として聞き手の側に何らかの想定がある。先の(53)を再掲する。

(59) [1階のトイレが混み合っていて、友人が並んで待っているのを見て]

2階にカテ トイレ あんで。 (= (53))

この場合、聞き手には「トイレのある場所」という要素群の集合体が設定されていて、かつ、「2階」という要素がその同類として加えられていない。カテが使用できるのはこのよ

うな場合である。つまり、カテを使用することができるのは、聞き手の知識状態において次の二つの条件が満たされている場合ということができる。

〈条件1〉聞き手の側に要素群の集合体が設定されている

〈条件2〉話し手が累加しようとしている要素が聞き手には同類とみなされていない
この二つの条件が揃っている場合に、新しい要素をカテでマークして提示することによってその要素が同類であるということを聞き手に伝え、その結果、聞き手の知識状態が更新されることになるわけである。

4.2. カテの意味用法と共起制限

では次に、カテの意味用法と共起制限との関連について考察する。前節で検討したことをまとめると、カテの基本的意味と使用条件は次のようになる。

〈I〉カテの基本的意味：〈累加〉

ある共通の特性を持つ要素の集合体に、同類のものとして新しい要素を加える

〈II〉カテの使用条件：聞き手の知識状態が以下の二つの条件を満たす場合

(II-1) 聞き手の側になんらかの要素群の集合体が設定されている

(II-2) 話し手が累加しようとしている要素が聞き手には同類とみなされていない
このことと、疑問語・数量語との共起制限、および文タイプの制限とはどのように関わっているだろうか。以下、疑問語・数量語との共起制限について 4.2.1.で、文タイプの制限について 4.2.2.で検討する。

4.2.1. カテの基本的意味と疑問語・数量語との共起制限

まず、疑問語とカテが共起しないことについて考える。3.2.1.でみたように、疑問語の多くはカテと共起することができないが、これは不定語とカテが意味的に矛盾するためであると考えられる。例えば「だれも」「なにも」「どこも」といった不定語は、要素群の集合体に入りうる要素がないということを表しており、新しい要素を追加するというカテの基本的意味と相反している。また「いつも」の場合は、否定される要素がないために個々の要素が取り上げられないことから、同じく要素の追加というカテの基本的意味とはそぐわない。このため、「疑問語+カテ」による不定語の形成がなされないのだと考えられる。

では、「どんな～も」という表現においてカテが許容されることや「だれでも」「どこでも」「いつでも」においてカテの許容度が上がること、および「なんでも」においてはカテが許容されないことについてはどのように説明できるだろうか。まず、「どんな～も」「だれでも」「どこでも」「いつでも」は、「だれも」「なにも」「どこも」と違って、累加される要素が（無限に）あるということを表す語である。この点において、カテの基本的意味のうちの、「同類のものとして新しい要素を加える」という部分がクリアされるために、共起の許容度があがるのではないかと思われる。ただその場合に「なんでも」に該当する「なにカテ」の許容度が依然として上がらない点については、さらなる考察を要する。

最後に数量語との共起制限についてであるが、これは、カテの基本的意味から説明できる。数量語にとりたて形式がつくと、その数量が多いこと、あるいは該当する人や物がま

まったく存在しないことなどが表される（日本語記述文法研究会編 2009）。つまり、同じとりたて形式とはいっても、数量語と結びついた場合に表される意味はとりたて形式が基本的にもつ意味とはかなり異なるものになるのであるが、カテの場合は、基本的意味に忠実な使い方がなされるために、数量語と結びつくことがないのではないかとと思われる。

4.2.2. カテの意味用法と文タイプの制限

では最後に、カテが使われうる文タイプに制限のあることについて、あらためて検討してみよう。3.2.2.でみたように、カテが使用されないのは質問文と意志・勧誘文においてである。カテの基本的意味である「要素の集合体に同類のものとして新しい要素を加える」という点から考えると、質問文においてカテが用いられないのは、新しい要素が加えられるべきものであるか否かが話し手にとって不確かであるため、と説明できるだろう。つまり、カテがマークする対象は、話し手にとって同類であることが明らかでなければならないということである。また、カテの使用条件からみても、質問文においては「話し手が累加しようとしている要素が聞き手には同類とみなされていない」かどうか不確かであるため、条件（II-2）がクリアされていない。このことも、質問文においてカテが用いられない要因であると考えられる。

意志文においてカテが用いられないのは、意志文という文のタイプと発話においてカテが意図することがかみ合わないためではないかと思われる。意志文が表すのは発話の現場における話し手の意志（決意）であるが、カテによって意図されるのは同類とみなされていない要素を累加することで聞き手の知識状態を更新させることである。意志の表明と知識状態の更新という二つの異なることを同時におこなおうとする点に、無理があるのではないかと思われる。勧誘文においても同様に、誘いかけと知識状態の更新という二つの異なる発話行為（発話意図）の共在という点で、カテ+意志文と同様の衝突があるのではないかと考えられる。ただ、これについては推測の域を出ない面もあり、他のとりたて形式と文タイプの生起可能性とあわせてあらためて考えたい。

5. まとめと今後の課題

本稿では、大阪方言の接語形式であるカテがとりたて形式として使用される場合に焦点をしぼり、その形態統語的特徴と意味用法について記述した。本稿で明らかになったのは次の点である。

(a) 形態統語的特徴

(a-1) カテ自体のバリエーションの有無：

- ・ カテにはカッテというバリエーションがあるが、意味的には同一である。

(a-2) カテが接続しうる形式の全体的な把握：

- ・ とりたて形式のカテは体言相当形式に接続する。具体的には、名詞、助詞、副詞、形容詞ウ音便形の副詞相当表現である。
- ・ とりたて形式のカテは疑問語・数量語との間に共起制限がある。

(a-3) カテの生起しうる文タイプの制限の有無：

- ・ とりたて形式のカテは、平叙文、確認要求文、命令・禁止文に生起するが、質問文、意志・勧誘文には生起しない。

(b) 意味用法

- ・ カテの基本的意味は、ある共通の特性を持つ要素の集合体に、同類のものとして新しい要素を加えること、すなわち〈累加〉である
- ・ カテは、聞き手の知識状態が以下の二つの条件を満たす場合に用いられる
 - 聞き手の側になんらかの要素群の集合体が設定されている
 - 話し手が累加しようとしている要素が聞き手には同類とみなされていない

まだ完全とは言えないが、(a-2) や (a-3) の現象が (b) によってある程度解釈できたことから、(b) の記述について一定の妥当性が確保されたのではないかと考えている。

今後の課題としては、次のようなことが挙げられる。

(ア) 他の世代／地域の大阪方言話者の使用するカテの確認

- ・ 本稿では筆者の内省に基づいて記述をおこなったが、判断にゆれのある部分について、他の世代および他の地域の大阪方言話者の判断を確認しなければならない。とくに高年層のカテについて記述し、筆者の内省との異同をたしかめる必要があると思われる。

(イ) 条件節を作るカテの記述

- ・ 冒頭に述べたとおり、カテの包括的な記述のために必要な作業である。

(ウ) 類義表現との対照

- ・ カテと同じく〈累加〉の形式とされるモ・デモの意味用法を記述し、それぞれを対照することによってカテの持っている意味をより明確にしなければならない。

引き続き、カテおよびカテにまつわる諸形式の意味用法を記述し、カテの全体像を描きだしたいと考えている。

【付記】

本稿をなすにあたって、齊藤美穂氏（神戸大学）、朴秀娟氏（大阪大学招へい研究員）から有益なコメントをいくつもいただいた。記して御礼申し上げます。

【参考文献】

- 郡史郎（1997）「大阪方言の特色」平山輝男他編『日本のことばシリーズ 27 大阪府のことば』pp.11-62, 明治書院
- 日本語記述文法研究会編（2009）『現代日本語文法 5 とりたて・主題』くろしお出版
- 牧村史陽（1979）『大阪ことば事典』講談社
- 山本俊治（1962）「大阪府方言」榎垣実編『近畿方言の総合的研究』pp. = - =, 三省堂

高木 千恵

たかぎ ちえ (大阪大学)
takagic@let.osaka-u.ac.jp